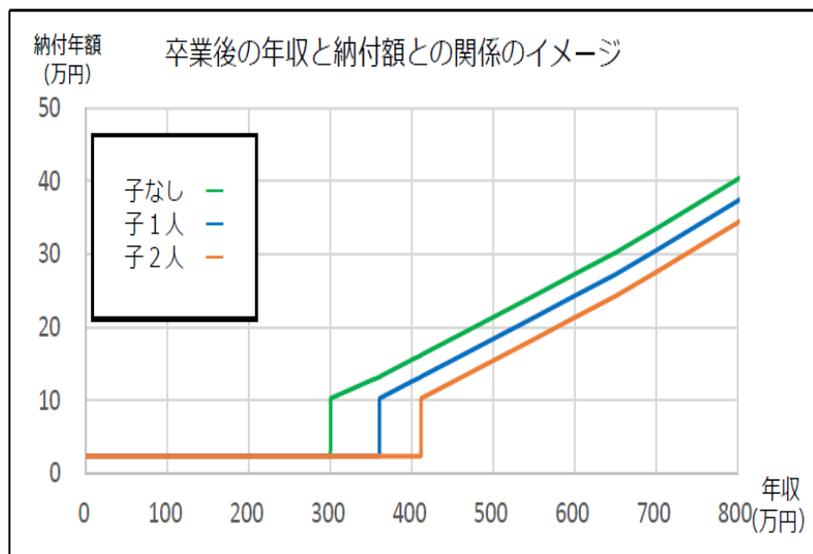


◆大学院（修士段階）の授業料後払い制度（令和4年5月現在）

《文部科学省 奨学金事業の充実 安心して子どもを産み育てられるための奨学金制度の改正（令和6年度～）から抜粋》

2. 大学院生（修士段階）向け 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。
卒業後の納付においては、特に、子育て期の納付が過大とならないよう配慮。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる年収基準：300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・ただし、扶養する子について、独自の扶養控除を創設
 - ➡子供が2人いれば年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

※ ①令和6年秋入学者及び②修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定